

高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会傍聴
規程

(趣旨)

第1条 この告示は、高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 委員会の傍聴人の定員は、会議場の都合等により、委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定めるものとする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、委員長は入場を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴席)

第4条 傍聴人は、委員長が指定する傍聴席に着席するものとする。

(傍聴の不許可)

第5条 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、審議会の傍聴を許可しない。

- (1) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 拡声器、ビラ、ポスター、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、または迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等委員会の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はちまき、ゼッケン等を着用し示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。

- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他委員会の秩序を乱し、または委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員会を非公開とする決定があったときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、この告示に違反した傍聴人に対して、その行為を禁止し、または会議場から直ちに退場することを命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか委員会の傍聴に関し必要な事項は、当該委員会の委員長および副委員長が協議し別に定める。

